

医療機関の適正受診と救急車の適正利用にご協力をお願いします



2024年4月より「医師の働き方改革」がスタートし、医療機関で働く医師の残業時間に上限が設けられました。医師の健康を確保することは、医療の受け手となる患者さんに提供される医療の質・安全の確保や、将来にわたる持続可能な医療提供体制の維持につながる重要な取組です。

また、患者さんの医療のかかり方も医師の働き方改革に大きな影響を与えます。この取組を進めるため、患者さんやご家族の皆さまには以下にご協力をお願いします。

茨城県土浦保健所

○診療時間内の受診にご協力をお願いします

夜間や休日などの診療時間外に緊急性のない受診をすることは、医師など医療機関で働くスタッフの負担を増やすことにつながります。普段から決められた診療時間内での受診にご協力をお願いします。

病状、検査、手術の説明を受ける場合にも、確実に夜間や休日を避け、平日の診療時間内となるようご協力をお願いします。



○軽症の場合は身近な医療機関に相談しましょう

軽症の病気やけがの場合に、安心感などを理由に大きな医療機関（病院等）に患者さんが集中すると、そこで勤務する医師などのスタッフの負担を増やすほか、本来その医療機関が持つ役割（重篤な患者さんに対する高度医療の提供など）が果たせないことにつながります。軽症の場合は、まず身近な医療機関（診療所等）に相談しましょう。



○救急車を呼ぶか迷った場合は電話相談ダイヤルへ

緊急かどうかを判断せずに救急車を利用してしまおうといったことも、緊急性の低い診療時間外の受診につながります。救急車を呼ぶかどうか、今すぐ医療機関に行ったほうがいいのか、など迷ったときは、電話で相談できる「#8000」（15歳未満）や「#7119」（15歳以上）を活用しましょう。

